

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

- (1) 電子契約対象案件の確認方法 P10
- (2) 電子契約の事務フロー P13
- (3) 電子契約意向確認書の提出 P17
- (4) 契約書様式の変更 P20
- (5) 契約約款等に基づく書類の提出・収受 P24

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

ア 公告

○「公告」に記載する事項

- ・ 公告(個別事項)へ当該工事の電子契約の対象／対象外を記載
- ・ 公告へ当該業務の電子契約の対象／対象外を記載
- ・ 電子契約を行う場合の書類の提出先を記載
- ・ 公告等の別記を添付

○「公告等の別記(別記 電子契約に関する事項)」に記載する事項

- ・ 電子契約意向確認書の提出について
- ・ 契約手続きに係る書類の提出方法
- ・ 契約保証金の納付に係る書類
- ・ その他契約手続きに係る書類

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

ア 公告

公告への記載例(建設工事)

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第22号。以下同じ。）第18条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和〇年〇月〇日

広島県〇〇事務所長 ○ ○ ○ ○
(広島県〇〇建設事務所△△支所)

1 発注内容等

(1) 工事名	
(2) 工事場所	
(3) 工事概要	
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和〇年〇月〇日まで（約〇か月） 工事着手日から〇〇日間（約〇か月）
(5) 予定価格	〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 当該工事の契約は建設費にのみ（※）（※）（※）
制度対象	（よ。）
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第21条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項21）
(9) 契約後VE	対象（共通事項18）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、告示3(5)・(8)及び共通事項7。それ以外の場合は、告示3(8)及び共通事項7。
(11) 契約担当職員	広島県〇〇建設事務所長 ○ ○ ○ ○ 対象（別記「電子契約に関する事項」による。）
(12) 電子契約	対象外
(13) 電子入札システム	工事着手日選択型契約方式適用（別記「工事着手日選択型契約方式について」による。） ICT活用工事の対象工事（別記「ICT活用工事」による。）

【公告】
電子契約の対象又は対象外を明示

【公告等の別記】
電子契約対象の場合に必要な手続きを記載

公告等の別記（電子契約に関する事項）

別記

電子契約に関する事項（建設工事）

本件は、広島県の電子契約システムを利用した契約手続きの対象案件であり、その手続きは広島県電子契約実施要領に従って行う。

1 電子契約意向確認書

落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）の日の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに、「電子契約意向確認書」を電子メール、FAX等により提出するものとする。なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

2 契約手続きに係る書類の提出

電子契約システムを利用した契約手続きを行う場合、書類の提出は次のとおり行う。

(1) 契約保証金の納付に係る書類

契約保証金の納付を要する場合、次のとおり関係書類を提出する。

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記（広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証／公共工事履行保証証券による保証／履行保証保険契約の締結	○保証確認サービスを利用する場合 保証確認サービス上の電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報（PDFファイル）を電子契約システムにより提出 ○PDF発行証券の場合 保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDFファイル）を電子メールにより提出（契約担当課のメールアドレスに加え、送信先のCC欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力）。 ○紙の保証書等の場合 保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送。

(2) その他契約手続きに係る書類

次に掲げる書類について提出が必要な場合、電子契約システムにより提出する。

- ・ 免税事業者である旨の届出
- ・ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ・ 建設リサイクル法関係書面（※）
- ・ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- ・ 営業所の稼働実態の調査に関する資料
- ・ 完成後の調査に関する誓約書

（※）電子契約システムのデータ送受信機能により提出し、電話等により工事担当課に対し内容の説明を行う。

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(1) 電子契約対象案件の確認方法

イ 入札条件等の明示

○建設工事、コンサル業務、地域維持事業に関する業務において **対象／対象外を記載**
入札条件への記載例

入札条件

1 発注内容等

(1) 工事名	
(2) 工事場所	
(3) 工事概要	
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和〇年〇月〇日まで（約〇か月） 工事着手日から〇〇日間（約〇か月） 〇〇〇、〇〇〇田（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

【入札条件】
電子契約の対象又は対象外を明示

(9) 契約後 V E	
(10) 契約担当職員	広島県〇〇〇〇〇〇〇〇
(11) 電子入札システム	適用
(12) 設計図書の販売	適用
(13) 電子契約	対象（別記「電子契約に関する事項」による。） ／ 対象外
(13) その他	／ 工事着手日選択型契約方式適用（別記「工事着手日選択型契約方式について」による。）

2 入札参加資格

「8 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件	
(1) 令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格の認定が必要な業種	〇〇工事
技術要件	
(2) 配置予定技術者	
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
イ 資格等	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級〇〇士等）が監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。

(注) (2)イについては、(1)の業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼構上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造工事についてのものとする。

3 入札日種等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県〇〇事務所〇〇課 （〇〇市〇〇町〇丁目〇〇）
(2) 設計図書の販売	／ 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	※指定店の所在地、休業日等は「7 設計図書の販売」に記載

	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで	※指定店の所在地、休業日等は「7 設計図書の販売」に記載
(3) 設計図書の閲覧	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)に同じ 書面を持参により提出
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和〇年〇月〇日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。
(5) 入札	令和〇年〇月〇日午前9時から 令和〇年〇月〇日午後4時30分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和〇年〇月〇日午後4時30分から 令和〇年〇月〇日午前9時までを除く。 令和〇年〇月〇日午前又は午後〇時〇〇分	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(1)に同じ。） 広島県〇〇事務所 入札室

は、広島県の休日等を定める条例第1条第1項の休日を行う。

問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課（〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇）
(2) 入札手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課（〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇）
(3) 契約手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課（〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇
ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇-〇〇
メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp）

5 入札方法等

(1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従わなければならない。入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額が1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約手続に関する問合せ先
広島県〇〇事務所〇〇課（〇〇市〇〇町〇丁目〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇
ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇-〇〇
メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp）

「問合せ先」に「電子契約意向確認書」の提出先を記載しています

入札条件

1 発注方式等

(1) 発注方式
本件は、指名競争入札方式の対象業務であり、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月制定）に従って行うものである。

(2) 落札方式
本件は、総合評価落札方式の対象業務であり、広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式実施要領（平成22年4月制定）に従って行わなければならない。総合評価に係る事項については、別記【総合評価落札方式に関する事項】による。

本件は、一抜け方式の対象業務であり、別記【一抜け方式に関する事項】によるものとする。

(3) その他
本件は、業務着手日選択型契約方式の対象業務であり、別記【業務着手日選択型契約方式について】によるものとする。（業務着手日選択型契約方式の対象業務の場合に追記）
本件は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、「土工の3次元設計」を実施する業務である。（「土工の3次元設計業務」の「発注者指定型」の場合に追記）
本件は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者

【入札条件】
電子契約の対象又は対象外を明示

とすることができる。（「CIM活用業務」の「受注者希望型」の場合に追記）
本件は、成約を伴う事務を委託する業務であり、別記【個人情報の取扱いに関する事項】による。

2 電子入札及び電子契約

本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない。ただし、電子要領で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により入札書を入札執行者に提出することができる。

本件は、広島県の電子契約システムを利用した契約手続きの対象案件である（別記「電子契約に関する事項」による）。
本件は、広島県の電子契約システムを利用した契約手続きの対象外案件である。

3 入札保証金

広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第28条及び第14条の規定により免除する。

4 契約保証金

(1) 契約保証金の納付等
業務委託契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、業務委託料の10分の1以上の契約保証金を納付することとする。ただし、次のアに掲げる担保の提供を行った場合は、契約保証金の納付に代わる担保の提供があったものとして取扱うものとし、イに該当する場合は、

建設工事

測量・建設コンサルタント等業務 12

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

■ 電子契約システムの全体像について

➤ 概要

「広島県電子契約システム」は
2つのシステムから構成されます。

- ① 電子契約システム
- ② データ送受信機能

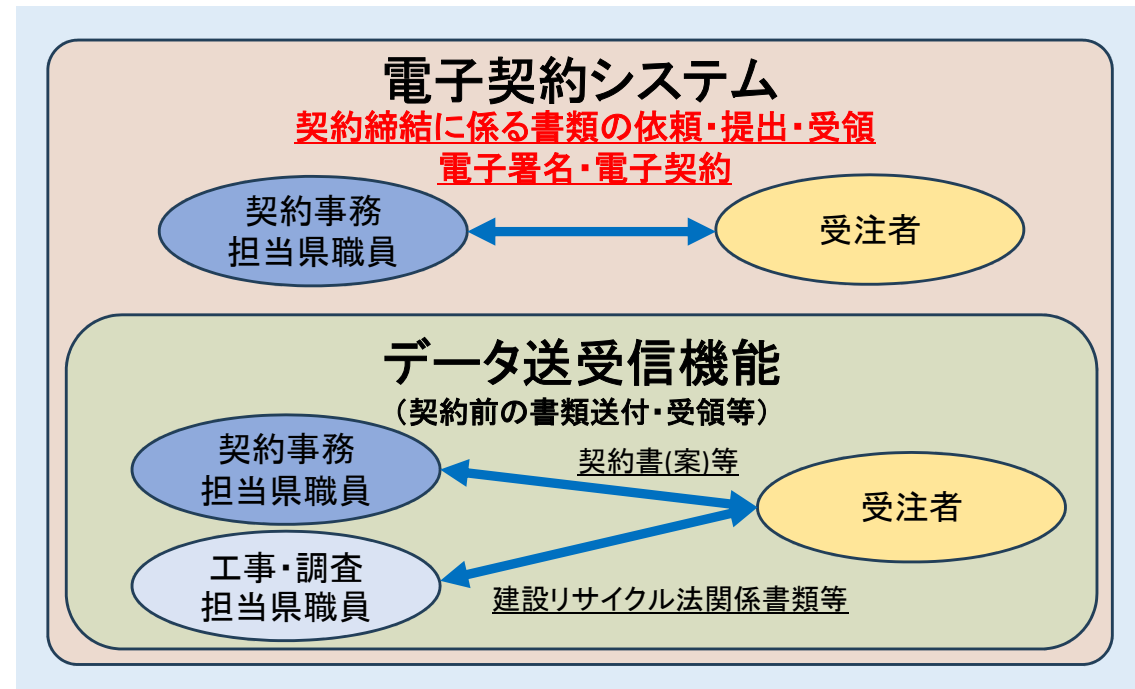
➤ 各システムの役割分担

○ 電子契約システムで行う主な事務

- ・ 契約締結(当初／変更)に係る受発注者間の契約関係書類の提出及び受領
- ・ 契約内容の合意、契約書類への電子署名

○ データ送受信機能で行う主な機能

- ・ 契約締結前の受発注者間の書類の送付、受領など
(契約書(案)の受領、建設リサイクル法関係書類の提出など)
- ・ 契約締結後(履行期間中)の受発注者間の書類の提出及び受領



2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

【凡例】

受注者

発注者(契約担当職員)

発注者(工事等担当課)

電子契約システム

データ送受信機能

その他

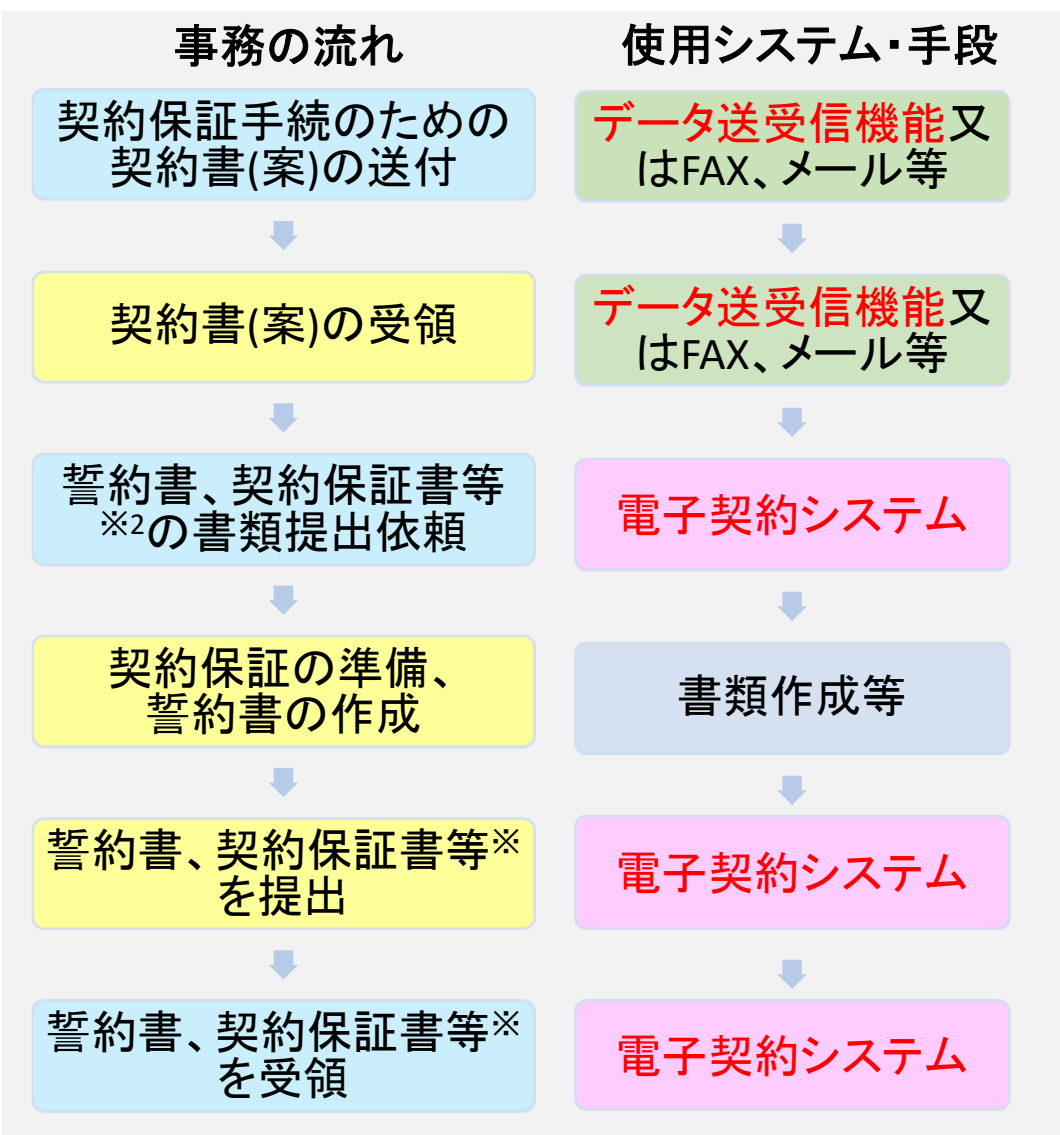
赤字: 変更点

1 落札決定通知～電子契約の意向確認



※着手日選択型の場合、工事(業務)着手日通知書も合わせて作成・提出してください。

2 誓約書、契約保証書等の提出



※: 契約保証書等は保証方法によって提出方法等が異なります

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

【凡例】

受注者

発注者(契約担当職員)

発注者(工事等担当課)

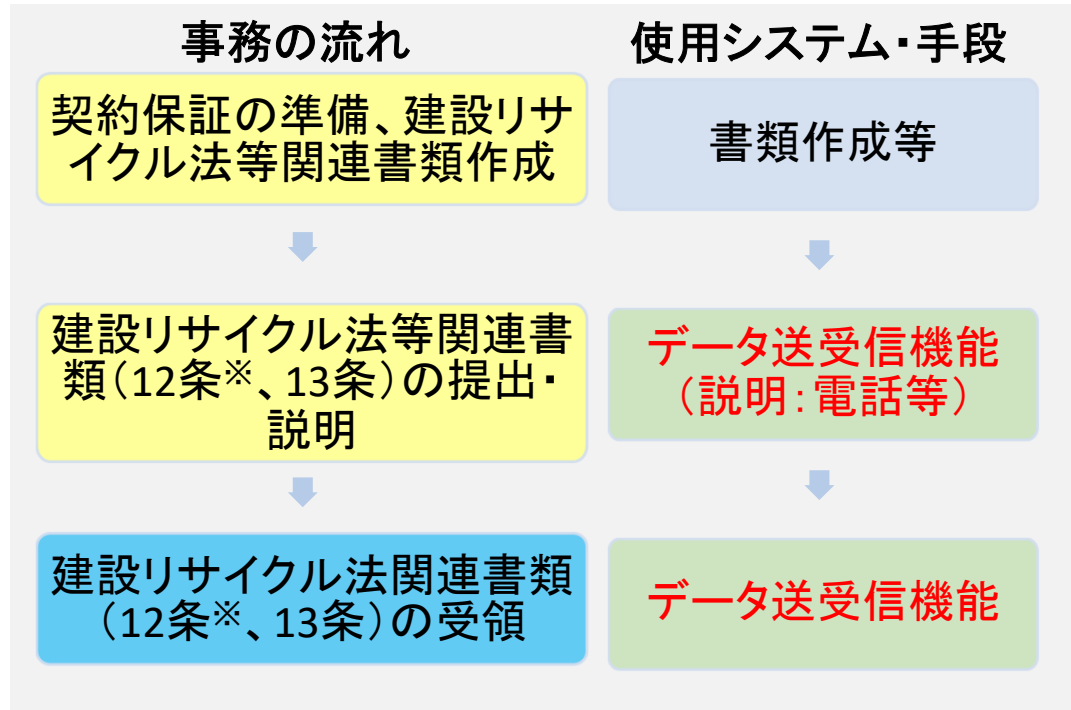
電子契約システム

データ送受信機能

その他

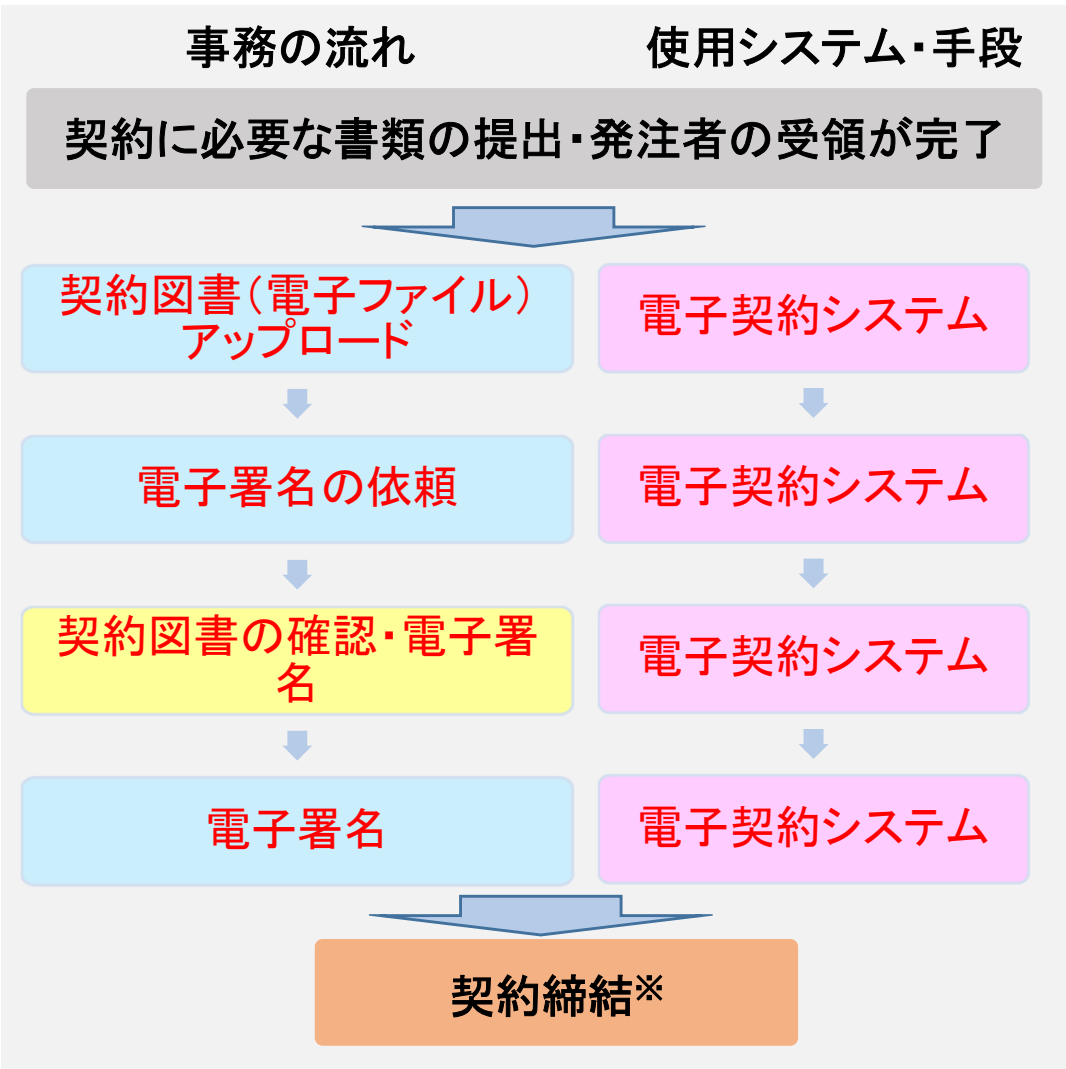
赤字: 変更点

3 建設リサイクル法等関連書類の提出



※提出後、必ず工事等担当課へ電話等により内容を説明してください。

4 契約締結



※電子契約システムから契約締結したことをお知らせするメールが発注者双方に送付されます。

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(2) 電子契約の事務フロー

【参考】契約保証書等の提出方法

【凡例】

受注者

発注者(契約担当職員)

発注者(工事等担当課)

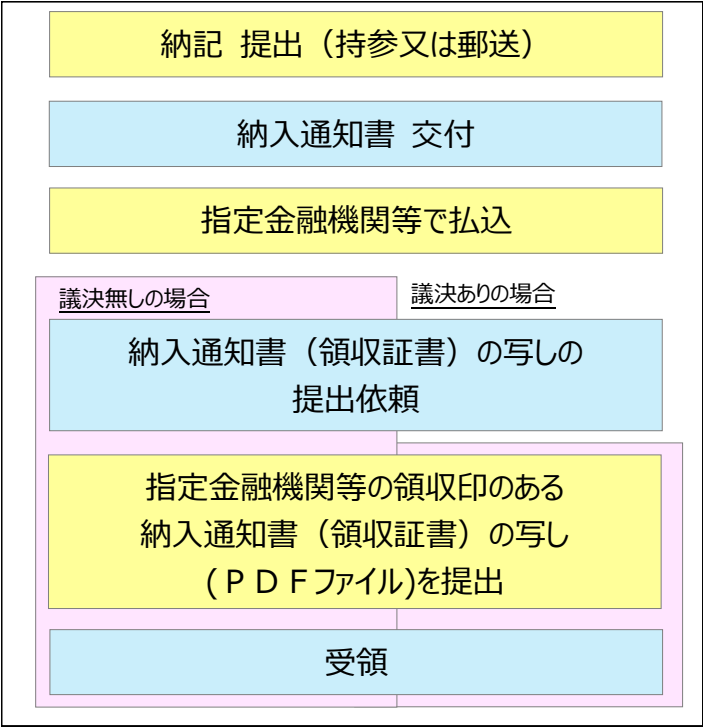
電子契約システム

データ送受信機能

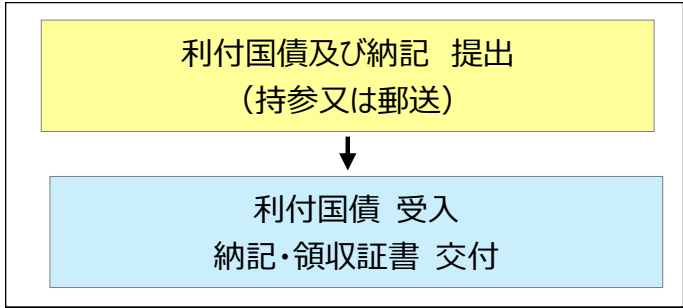
その他

赤字:変更点

(1) 契約保証金の納付

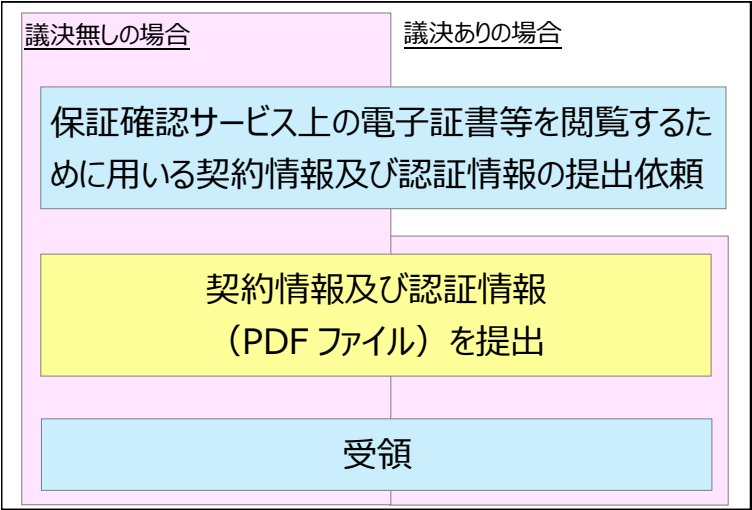


(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供

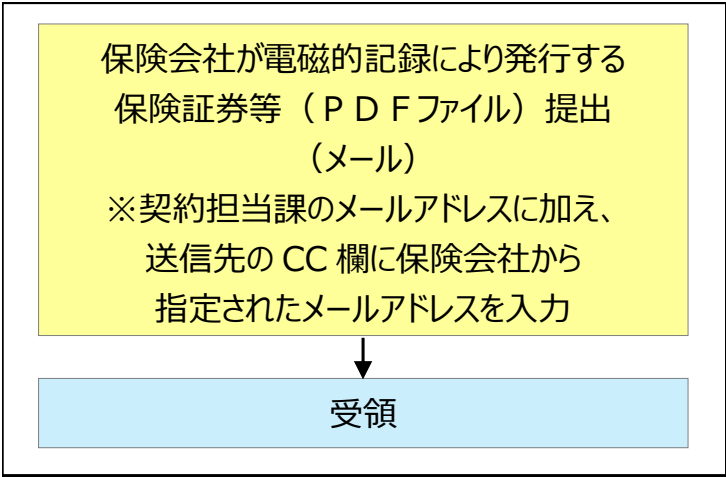


(3) 金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結

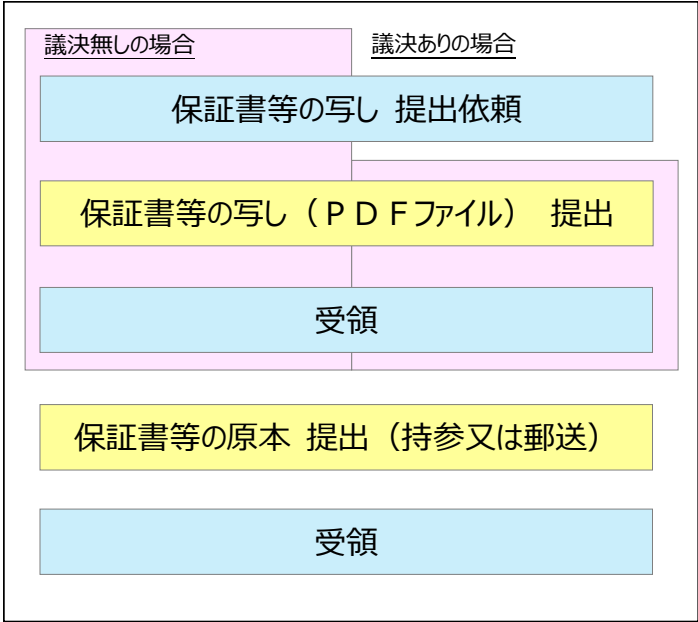
イ 電子証書



ロ PDF発行証券



ハ 紙の保証書等



2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

ア 落札者決定メール

○落札者決定後、落札者に対し、電子入札等システムにおいて落札者決定通知及びメール連絡により、電子契約意向確認書の提出を依頼

落札者決定メール受信例

◆広島県：市町村共同利用 電子入札等システムからのお知らせ◆
落札者決定通知書が到着したのお知らせ致します。
電子入札システムにて通知書を確認してください。

調達案件番号：34000272710120220237
調達案件名称：テスト案件

落札者決定通知書 発行日時：令和07年08月29日 14時48分

電子契約対象案件の場合、落札者は落札決定通知の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに「電子契約意向確認書」を発注者へ提出してください。
様式は、広島県HP（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeiyaku-kensetsu-sw.html>）よりダウンロードしてください。
なお、提出先は、公告・入札条件の「契約手続に関する問合せ先」に記載のとおりです。

本メールはシステムが自動的に送信しております。

案件担当者所属機関名：広島県
案件担当者所属部署名：広島県土木建築局
案件担当者所属課係名：土木建築総務課
案件担当者電話番号：

問合せ：広島県土木建築局建設DX担当
ヘルプデスク E-mail：nyusatsuhelp@t-elbs.jp
ヘルプデスク 電話番号：0570-550215

落札者決定通知例（電子入札等システム）

広島県知事
広島 県太郎

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

電子契約対象案件の場合、落札者は落札決定通知の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに「電子契約意向確認書」を発注者へ提出してください。
様式は、広島県HP（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/hiroshima-denshikeiyaku-kensetsu-sw.html>）よりダウンロードしてください。

記

調達案件番号	34000272710120230027
施行番号	
調達案件名称	【動作検証】■20230724■工事■指名競争
開札日時	令和05年07月24日 14時20分
落札企業名称	工事電子05株式会社
落札金額	9,000,000 円(税抜き)

印刷 戻る

電子契約意向確認書の提出を依頼
(提出期限と様式のダウンロード先)

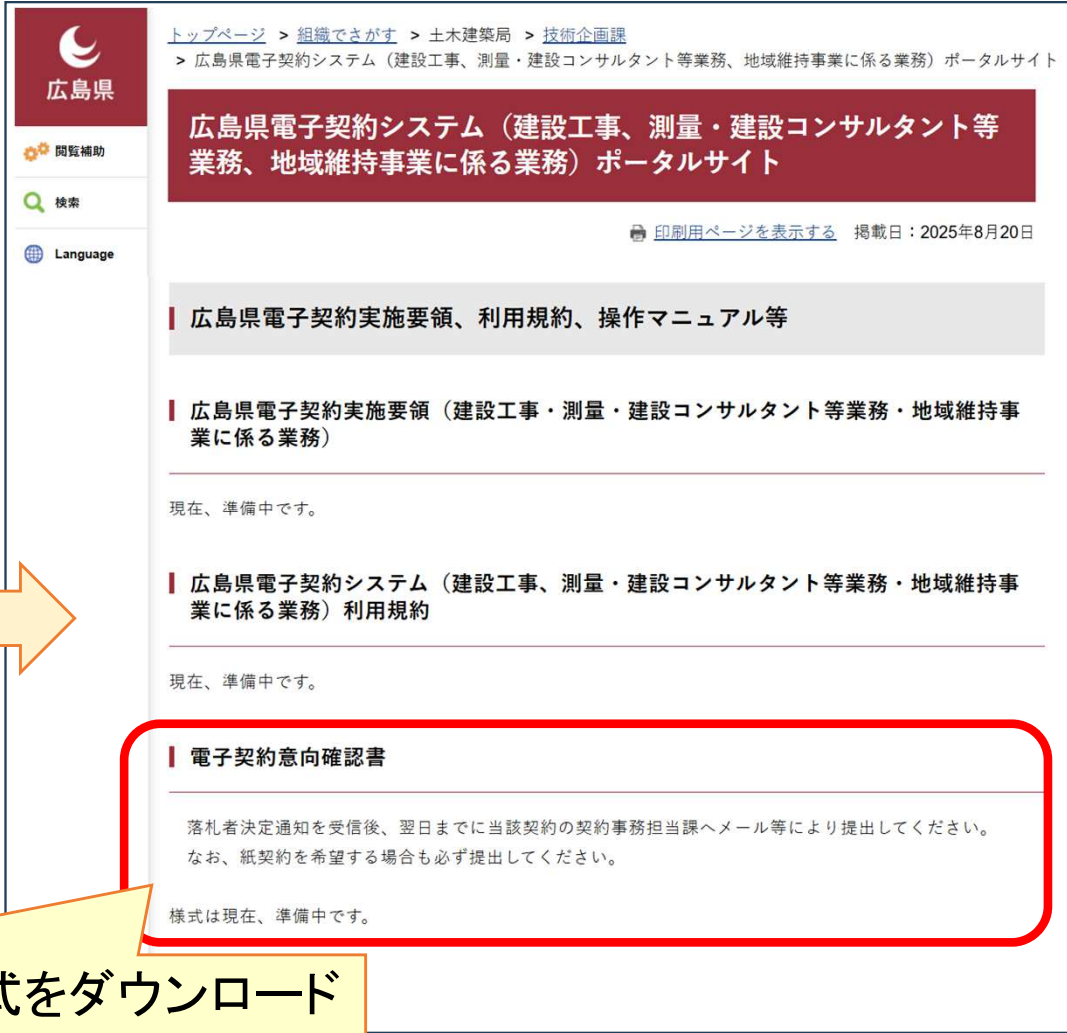
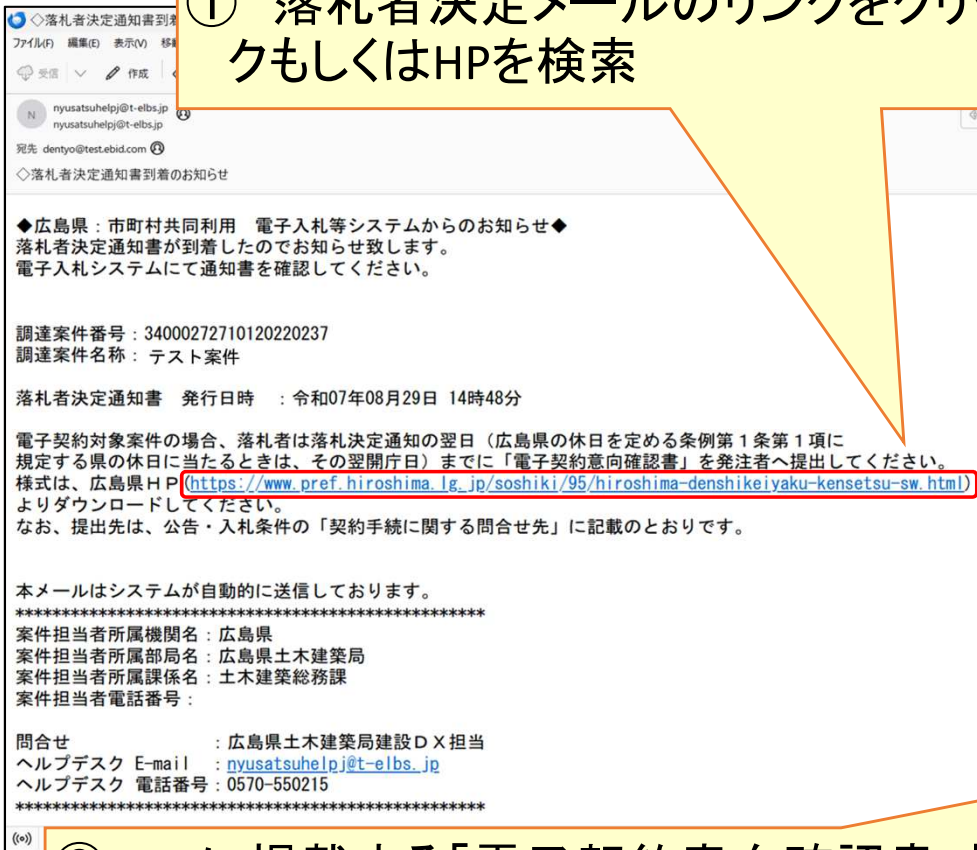
2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

イ ダウンロード

○落札者決定メールに記載する広島県HP「広島県電子契約システム(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、地域維持事業に係る業務)ポータルサイト」からダウンロード

① 落札者決定メールのリンクをクリックもしくはHPを検索



② HPに掲載する「電子契約意向確認書」様式をダウンロード

※説明会時点では準備中のため、掲載はありません。

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(3) 電子契約意向確認書の提出

ウ 電子契約意向確認書※(見本)

様式第1号 (第5条第1項関係)

電子契約意向確認書

令和 年 月 日

(契約担当職員) 様

住所
氏名

次の案件に係る契約手続きについて、以下のとおり回答します。

工事(業務)名: _____

1 契約の方式

() 電子契約を希望する () 紙契約を希望する。

※ 電子契約を希望する場合、広島県電子契約サービス利用規約に同意したものとします。また、建設工事請負契約の場合は、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代え、電磁的措置を講ずる方法により実施することについて承諾したものとします。

2 契約保証金の納付方法 (※ 契約保証を要する場合のみ)

() ① 契約保証金(現金)の納付

() ② 担保となる有価証券等の提供

() ③ 金融機関の保証

() ④ 保証事業会社(西日本建設業保証(株)等)の保証

() ⑤ 公共工事履行保証証券による保証

() ⑥ 履行保証保険契約の締結

【保証金額: _____ 円】

3 契約締結希望日

令和 年 月 日

※ 落札決定から5日(土日祝日及び12/29~1/3を除く。初日不算入。以下同じ。)以内の日付でご記入ください。

※ 空欄の場合、落札決定から5日目を契約日とすることを前提に手続きを進めます。

※JV契約用は別様式

電子署名時に2段階認証が必要となります。県において認証用パスワード(ワンタイムパスワード)の送付先をシステムへ設定する必要があるため、送付先メールアドレス(任意アドレス)を記入してください。なお、このアドレスは電子署名時に入力が必要となります。

4 契約書に記載する受注者名

住所	
商号・名称	
支店名等	
役職	
氏名	

5 電子署名承認用メールアドレス (※ 電子契約を希望する場合のみ)

@ _____

※ 電子署名の承認のために発行されるワンタイムパスワードの送付先メールアドレスをご記入ください。

◎ ワンタイムパスワードの送付以外の電子契約システムからのお知らせ(電子署名の依頼等)は、入札参加資格申請時に登録されたメールアドレス(契約締結を行う営業所等のメールアドレス)に送付させていただきます。

6 本案件に関する連絡先窓口

担当者名: _____

電話番号: _____

【提出方法と提出期限】

- ・契約事務担当課へメール等で提出(提出先は入札条件に記載)
- ・落札決定通知の翌日までに提出

【留意事項】

- ・電子契約対象案件の場合は必ず提出してください
- ・「(1)契約の方式について」において、電子契約又は紙契約の何れかに印を付けてください

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

ア 契約書様式の変更点

○電子契約の契約書

- ・ 電子契約に対応した契約書様式を作成
- ・ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面を契約書の別紙として添付するための様式を作成

○紙契約の契約書

- ・ 建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面を契約書の別紙として添付するための様式へ変更

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

イ 契約書(見本) ※2者契約・電子契約の場合

(電子契約)

削除(印紙)

60000

建設工事請負契約書

1

工事名

国際拠点港湾 広島港 宇品地区 岸壁改良工事 (99区)
(路線河川名等) 国際拠点港湾 広島港

2

工事場所

広島市南区 宇品海岸三丁目地先

3

工期

着手 令和 3 年 10 月 9 日
完成 令和 4 年 8 月 31 日

4

工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

施工計画書のとおり
施工計画書のとおり

5

請負代金額

¥99,000,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥9,000,000-)

6

契約保証金

¥3,960,000-

7

解体工事に要する費用等

別紙のとおり

(1) 解体工事に要する費用 ¥

(2) 再資源化等に要する費用 ¥

(3) 分別解体等の方法

削除(紙契約も電子契約も)

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

8

建設発生土の搬出先等
特記仕様書のとおり 又は

【不要な文言は削除して使用】

9

特約事項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、双方電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

令和 3 年 10 月 8 日

発注者

住所 広島市南区宇品海岸 2-23-53
広島県
氏名 契約担当職員 広島県広島港湾振興事務所長

削除(印)

受注者

住所
氏名

削除(印)

【変更箇所】

(電子契約※紙契約と共通)

- 「7 解体工事に要する費用等」の(1)～(4)を削除。「別紙のとおり」と記載の上、建設リサイクル法第13条書面を添付

(電子契約)

- 電磁的記録を作成し、双方電子署名する旨を記載
- 収入印紙貼付欄及び印を削除

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

ウ 契約書(見本) ※2者契約・紙契約の場合

(紙契約)

60000

建設工事請負契約書

1 工事名

国際拠点港湾 広島港 宇品地区 岸壁改良工事(3工区)

(路線河川名等)

国際拠点港湾 広島港

2 工事場所

広島市南区 宇品海岸三丁目地先

3 工期

着手 令和 3 年 10 月 9 日

完成 令和 4 年 8 月 31 日

4 工事を施工しない日

施工計画書のとおり

工事を施工しない時間帯

施工計画書のとおり

5 請負代金額

¥660,000,000-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥60,000,000-

6 契約保証金

¥66,000,000-

7 解体工事に要する費用等

別紙のとおり

(1)解体工事に要する費用

¥

(2)再資源化等に要する費用

¥

(3)分別解体等の方法

削除(紙契約も電子契約も)

(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地

8 建設発生土の搬出先等

特記仕様書のとおり 又は

【不要な文言は削除して使用】

特記仕様書のとおり 又は

【不要な文言は削除して使用】

9 特約事項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 3 年 10 月 8 日

発注者

住所

広島市南区宇品海岸2-23-53

広島県

氏名

契約担当職員 広島県広島港湾振興事務所長

印

受注者

住所

氏名

印

【変更箇所】

(紙契約※電子契約と共通)

- ・「7 解体工事に要する費用等」の(1)～(4)を削除。「別紙のとおり」と記載の上、建設リサイクル法第13条書面を添付

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(4) 契約書様式の変更

エ 契約書(見本) ※議決案件の場合

(電子契約)

削除(印紙)
60000

建設工事請負仮契約書

1 工事名

国際拠点港湾 広島港 宇品地区 岸壁改良工事(3工区)

(路線河川名等)

国際拠点港湾 広島港

2 工事場所

広島市南区 宇品海岸三丁目地先

3 工期

着手 広島県議会の議決のあった日の翌日

完成 令和 4 年 8 月 31 日

4 工事を施工しない日

施工計画書のとおり

工事を施工しない時間帯

施工計画書のとおり

5 請負代金額

¥660,000,000

(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額

¥60,000,000)

6 契約保証金

¥66,000,000

7 解体工事に要する費用等

別紙のとおり

(1)解体工事に要する費用

¥

(2)再資源化等に要する費用

¥

(3)分別解体等の方法

削除(紙契約も電子契約も)

(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地

8 建設発生土の搬出先等

特記仕様書のとおり

又は

【不要な文言は削除して使用】

9 特約事項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、仮契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約の締結を証するため、この電磁的記録を作成し、当事者電子署名の上、各自この電磁的記録を保有する。

令和 3 年 10 月 8 日

発注者 住所 広島市南区宇品海岸2-23-53

広島県

氏名 契約担当職員 広島県広島港湾振興事務所長

印

削除(印)

受注者 住所

氏名

印

削除(印)

【変更箇所】

(電子契約※紙契約と共通)

- ・「7 解体工事に要する費用等」の(1)～(4)を削除。「別紙のとおり」と記載の上、建設リサイクル法第13条書面を添付

(電子契約)

- ・電磁的記録を作成し、双方電子署名する旨を記載
- ・収入印紙貼付欄及び㊞を削除

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約約款等に基づく書類の提出・收受

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

ア 発注者から提示される契約書(案)

- 提出書類作成のため、電子契約システムの『データ送受信機能』やFAX等を利用し、契約書(案)を受注者へ提示
- 受注者は『データ送受信機能』で提示を受けた場合、システムの「提出書類一覧」画面から「書類詳細参照(その他)」画面を表示し、契約書(案)を確認

イ 受注者が提出する建り法12条及び13条、建築士法22条(提出先)

- 受注者は、建設リサイクル法関連書類※及び「建築士法第22条の3の3に基づく契約書面に記載すべき事項」を、電子契約システムの『データ送受信機能』を利用し、発注者(工事・調査担当職員)へ提出

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項に基づく書面」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に基づく書面」

ウ 受注者が提出する誓約書

- 受注者は、「完成後の調査に関する誓約書」等の契約手続きに係る書類を電子契約システムやメールを利用し、発注者(契約事務担当職員)へ提出

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約約款等に基づく書類の提出・收受

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

エ 受注者が提出する契約保証関係書類

○受注者は、契約保証金の納付に係る書類を保証方法に応じて、
電子契約システム等を利用し発注者（契約事務担当職員）へ提出

○契約保証の提出方法（公告の別記「電子契約に関する事項」より）

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記（広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（PDFファイル）を <u>電子契約システムにより提出</u>
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証	○電子証書の場合 <u>電子証書を閲覧するための契約情報及び認証情報（PDFファイル）を電子契約システムにより提出</u>
公共工事履行保証証券による保証	○PDF発行証券の場合 保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等（PDFファイル）を電子メールにより提出（契約担当課のメールアドレスに加え、送信先のCC欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力）
履行保証保険契約の締結	○紙の保証書等の場合 保証書等の写し（PDFファイル）を <u>電子契約システムにより提出</u> の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約約款等に基づく書類の提出・收受

■ 電子契約システム及びデータ送受信機能で授受する書類

オ 発注者が通知・提出する変更協議書、変更設計図書及び参考図書

- 変更協議書、変更設計図書及び参考図書を電子契約システムの『データ送受信機能』を利用し、受注者へ提出
- 受注者は『データ送受信機能』で提出を受けた後、システムの「提出書類一覧」画面から「書類詳細参照(その他)」画面を表示し、書類を確認

カ 受注者が提出する変更協議に係る承諾書

- 受注者は変更契約に係る協議内容に承諾する場合、変更協議承諾書を『データ送受信機能』を利用し、発注者(監督・調査担当職員)へ提出

キ 発注者が通知する検査結果通知書

- 発注者(工事・調査担当職員)は、検査結果通知書を電子契約システムの『データ送受信機能』を利用し、受注者へ提出
- 受注者は『データ送受信機能』で提出を受けた場合、システムの「提出書類一覧」画面から「書類詳細参照(その他)」画面を表示し、確認処理を実施

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約約款等に基づく書類の提出・收受

■ 受注者から提出する書類・方法

提出先	書類名称等	提出方法		留意事項
		電子契約システム	データ送受信機能	
契約事務 担当職員	契約保証（納入通知書（領収証書の写し））	○	—	
	契約保証（利付国債及び納記）	—	—	持参または郵送。
	契約保証（電子証書）	○	—	
	契約保証（保険会社が電磁的記録により発行する保険証券等の保証書等）	—	—	メールにより提出。 （ＣＣ欄に保険会社から指定されたメールアドレスを入力）
	契約保証（紙の保証書等の写し）	○	—	原本を契約予定日までに持参 又は郵送。
	電子契約意向確認書	—	—	メールにより提出。
	変更協議承諾書	—	○	変更契約時にデータ送受信機能を利用しない場合、書面、工事中情報共有システム、メール等により実施。
	その他の提出書類（誓約書等）	○	—	
工事等 担当課	建設リサイクル法関連書類（12条）	—	○	データ送受信機能で提出後、 電話等で内容を説明する。
	建設リサイクル法関連書類（13条）	—	○	

2. 電子契約の導入に伴う主な変更点

(5) 契約約款等に基づく書類の提出・收受

■ 受注者が收受する書類・方法

送信元	書類名称等	收受方法		留意事項
		電子契約システム	データ送受信機能	
契約事務 担当職員	落札者決定通知	—	—	電子入札システムで通知。
	契約保証手続きのための契約書(案)	—	○	FAX等で送付することも可能。
	納入通知書(契約保証金用)	—	—	交付。
	納入通知書の提出依頼	○	—	議決なしの案件の場合。
	保証確認サービス上の電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報の提出依頼	○	—	議決なしの案件の場合。
	紙の保証書等の写し 提出依頼	○	—	議決なしの案件の場合。
	変更協議書、 設計図書及び参考図書交付	—	○	変更契約時にデータ送受信機能を利用しない場合、書面、工事中情報共有システム、メール等により実施。
	電子署名依頼	○	—	
	変更契約に必要な書類の提出依頼	—	○	
	工事・業務完了登録依頼	—	—	電話・メール等で依頼。
工事等 担当課	検査結果通知書の送付	—	○	